

広島市P T A協議会会則

第一章 総 則

(各称及び事務局所在地)

第 1 条 本会は、広島市P T A協議会(略称「市P協」)と称し、事務局を広島市中区袋町6-36広島市
まちづくり市民交流プラザ 北棟6F に置く。

(構成員)

第 2 条 本会は、広島市内の公立小学校単位P T A及び公立中学校単位P T Aの会員(以下「会員」と
いう)をもって構成する。

(目 的)

第 3 条 本会は、青少年の健全育成団体として広島市内(以下「本市」という)のP T A相互の連絡を
密にし、共通の課題解決に努力すると共に、P T Aの健全な発展をはかることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 単位P T A及び区P T Aの調整並びに会員研修に関する事。
- (2) 学校教育の振興及び教育環境の整備に関する事。
- (3) 家庭教育及び社会教育の振興に関する事。
- (4) 会員及び児童・生徒の福祉増進に関する事。
- (5) 関係機関、関係団体との連携に関する事。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事。

第二章 役員・常任理事・理事及び顧問

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長4名(小1, 中1, 小・中学校長会各1を含む)
 - (3) 専務理事6名
 - (4) 常務理事11名~17名
 - (5) 監事3名(小1, 中1, 小・中学校長会1)
- 2 役員の仕事は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務の全般を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。
 - (3) 専務理事は、会長の旨を受け委員会(常置・専門)の会務を統括する。
 - (4) 常務理事は、庶務、書記、会計などの職務を行う。
 - (5) 監事は、業務及び会計の監査を行う。

3 役員を選考は、次の方法によるものとする。

(1) 役員は次の中から選考し、総会で承認を得る。

(イ) 市P協役員、常任理事経験者のうち、役員会が推薦する6名（現小、中学校PTA会員）

(ロ) 各区P連が推薦する2名（役員会の推薦者も含むことができる）

(ハ) 専門委員会委員長3名（広報委員会、母親委員会、父親委員会）

(ニ) 本市小・中学校校長会が推薦する5名（副会長小1・中1、常務理事小1・中1、監事1）

(ホ) 市P協事務局長1名

(2) 役員を選考は、別に定める役員選考規則による。

4 役員の任期は、1か年としその再任を妨げない。欠員を生じ、補任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（常任理事・理事）

第6条 本会に常任理事・理事を置く。

2 常任理事は各区P連の会長をもってあてる。但し、区P連会長が市P協役員となっている場合はその区の副会長があたる。

3 理事は校長会から推薦された各区2名。（小1、中1）

4 常任理事・理事の任期は1か年とし、その再任を妨げない。欠員が生じ、補任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第7条 本会は顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し理事会で承認を得る。

第三章 会 議

（総会）

第8条 総会は、代議員及び役員をもって構成し、年度はじめに定例総会を開催、次の事項を議決する。

(1) 会則の改正

(2) 事業計画

(3) 予算・決算

(4) 役員承認

(5) その他必要と認める事項

2 代議員は次のとおりとする。

(1) 単位PTAの会長及び単位PTAから推薦された単位PTA副会長1名

(2) 各校の校長

3 総会は、会長が招集する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

4 代議員の5分の1以上の要請があれば、会長は臨時総会を開かなければならない。

5 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、議決は出席者の過半数による。可・否同数の場合は、議長が決定する。

(理事会)

第 9 条 理事会は役員及び常任理事・理事によって構成し総会に準ずる議決機関とし、次の事項を議決する。

- (1) 規則・規程の制定及び改廃
 - (2) 補正予算
 - (3) 総会の議決により委任された事項
 - (4) 今日的課題についての必要事項
- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 理事の2分の1以上の要請があれば、会長は理事会を開かねばならない。
- 4 理事会は、構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、議決は出席者の過半数による。

(役員会)

第 10 条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立し、議決は出席者の3分の2以上による。
- 3 役員会は次の事項を審議する。
- (1) 総会の議決により委任された事項
 - (2) 総会及び理事会に提出する事項
 - (3) 細則の制定及び改廃

(常置委員会・専門委員会・特別委員会)

第 11 条 会務遂行のため、次の委員会を置く。

- (1) 常置委員会は、次のとおりとする。
 - (イ) 総務委員会
 - (ロ) 教育問題委員会
 - (ハ) 厚生・環境対策委員会
 - (2) 専門委員会は、次のとおりとする。
 - (イ) 広報委員会
 - (ロ) 母親委員会
 - (ハ) 父親委員会
 - (3) 特別委員会は、理事会の承認を経て設置することができる。
- 2 常置委員は役員会の承認を得て役員、常任理事、理事の中から会長が委嘱する。
(ただし、専門委員会委員長を除く役員)
- 3 専門委員は、区P連から推薦された小・中各1名。委員は役員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 4 常置委員会・専門委員会・特別委員会規程は、別に定める。

第 四 章 区 P T A 連 合 会

第 12 条 各区において P T A 連合会（「区 P 連」）を組織し活動する。

- 2 区 P 連の会則は、各区において別に定める。
- 3 各区 P 連の会則マニュアルは別に定める。
- 4 各区 P 連において、会則及び諸規程を制定改廃したときは、すみやかに市 P 協に届けるものとする。

第 五 章 会 計

第 13 条 本会の会計は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、各単位 P T A が市 P 協に年度毎に納入する。
- 3 会費は、総会において定められた単価に全児童・全生徒数及び教職員数を乗じた額とする。
- 4 児童・生徒数及び教職員数は、毎年 5 月 1 日現在のものとする。

（会計年度）

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（会計監査）

第 15 条 監事は、当該年度の本会の会計及び資産の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第 六 章 事 務 局

第 16 条 本会に事務局を設ける。

- 2 事務局長の任免については、理事会の承認を得て決定する。
- 3 事務局規程については、別に定める。

第 七 章 雑 則

第 17 条 本会の表彰弔慰規程は、別に定める。

第 18 条 本会の運営に必要な規程・細則は別に定める。

（附 則）

- 1 広島市 P T A 協議会の設立は、広島市が昭和 55 年 4 月 1 日をもって全国 10 番目の政令指定都市に昇格したことに伴うものである。それまでは広島市立小学校 P T A 連合会、同中学校連合会として、広島県 P T A 連合会に別々に加盟していた。両連合会は同年 6 月 11 日、県 P 連から分離独立し、広島市 P T A 協議会を設立した。

広島市立小学校 P T A 連合会、広島市立中学校 P T A 連合会は平成元年 3 月 31 日付けをもって発展的に解消するものとし、同会が所有する財産は、広島市 P T A 協議会に移管し継承するものとする。

- 2 この会則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 3 平成元年 6 月 10 日一部改正、同日施行する。
- 4 平成 6 年 1 月 24 日一部改正、定例総会后、同日施行する。但し、役員を選出にかかわる条項は、平成 6 年 1 月 24 日から施行する。
- 5 平成 6 年 6 月 4 日一部改正、同日施行する。

- 6 平成7年6月3日一部改正, 同日施行する。
- 7 平成10年6月5日一部改正, 同日施行する。(第5条(2), 第8条(1), 第9条(1))
- 8 平成11年6月4日一部改正, 同日施行する。(第5条の3項(1)・(2), 第7条の2項)
- 9 平成13年6月2日一部改正, 同日施行する。(第4条(6)を挿入, 第5条3項(ロ), 第13条3項, 4項, 第7章・第17条, 1項, 2項)
- 10 平成15年6月5日一部改正, 平成16年4月1日施行する。
(第5条1項(4)・3項(1)(イ)(ロ))
- 11 平成18年6月3日一部改正, 同日施行する。
第5条1項(3)・3項(ハ), 第11条2項(2)に(ハ)を挿入
- 12 平成19年6月8日一部改正, 平成20年4月1日施行する。
- 13 平成21年6月5日第1条一部改正, 同日施行する。
- 14 平成23年6月3日一部改正, 同日施行する。
(第13条2項・3項) (附則1)